

※ 注意事項及び必要書類については、裏面をご覧ください。

氏名

※ 取組に要した費用は、控除対象となりません。

※ 控除の対象となる特定一般医薬品等購入費は、領収書に対象となる旨が表示されています。

3 控除額の計算

A
B
C
D

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。

申告書表面の「4 所得から差し引かれる金額」の医療費控除⁽²⁷⁾に転記し、「区分□」の□に1を記入します。

セルフメディケーション税制について

■セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とは

健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組を行っている者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために、特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)等の購入費を支払った場合には、従来の医療費控除に代えて一定金額の所得控除を受けることができます。

※ 申告書には、セルフメディケーション税制の明細書を作成して添付する必要があります。医薬品等を購入した際の領収書の添付は必要ありませんが、ご自宅で5年間保存する必要があります。令和7年度の申告の場合、令和6年中に医薬品等を購入した際の領収書は、令和12年6月30日まで保管してください。市から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

○一定の取組とは

①～⑤のいずれかに該当する健診又は予防接種等です。

①健康診査(保険者が行う人間ドック等、及び、市町村が健康増進事業として行う健康診査)

②予防接種(定期接種又はインフルエンザワクチン) ③定期健康診断(事業主健診)

④特定健康診査(メタボ健診) ⑤市町村のがん検診

○特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)とは

医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用されたドラッグストア等で購入できる市販の医薬品です。

※ 控除対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。

■注意事項

※ 健康診査等の取組に要した費用は、控除対象となりません。

※ この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができません。

■セルフメディケーション税制の明細書の記入方法

以下の手順を参考に記入してください。

※ 「1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組」の欄への記入方法

該当の取組内容に☑を入れ、取組を行ったことを明らかにする書類の発行者名を記入します。

※ 「2 特定一般用医薬品等購入費の明細」の欄への記入方法

薬局などの支払先の名称、医薬品の名称、令和6年1月から12月の間に支払った金額、保険などで補填される金額を、各項目に記入してください。

■申告書に添付又は提示が必要な書類

○この「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)

○適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類(添付又は提示)

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるもので、例えば次の書類です。

●インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
●市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
●職場で受けた定期健康診断の結果通知表 (「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)
●特定健康診査の領収書又は結果通知表 (「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)
●人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表 (「勤務先(会社等)名称」「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

※一定の取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをした写しで差し支えありません。ただし、領収書及び予防接種済証は原本が必要です。

(注) 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。